

カルテ開示のご案内

1.カルテ開示を希望される方へ

当院では「熊本赤十字病院診療情報の提供に関する指針」に則り、診療記録（カルテ）の開示を実施しております。

開示申請にあたっては以下のとおりとなっています。

2.開示対象

- ◆診療録（医師診療記録・手術記事・看護記録・検査記録等）
- ◆検査画像記録（レントゲン・CT・MRI等の画像）

3.申請者（開示請求ができる方）および申請に必要なもの

該当する欄をご確認ください。

申請者	申請に必要なもの
患者さんご本人	<ul style="list-style-type: none">・診療録等の開示申請書兼同意書・身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのいずれか)
親権者 (患者さんが未成年の場合)	<ul style="list-style-type: none">・診療録等の開示申請書兼同意書・申請者の身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのいずれか)・住民票又は戸籍謄本 ※2
親族 ※1	<ul style="list-style-type: none">・診療録等の開示申請書兼同意書・申請者の身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのいずれか)・住民票又は戸籍謄本 ※2・委任状
法定後見人	<ul style="list-style-type: none">・診療録等の開示申請書兼同意書・申請者の身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのいずれか)・登記事項証明書 ※3
患者さんご遺族	<ul style="list-style-type: none">・診療録等の開示申請書兼同意書・申請者の身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのいずれか)・住民票又は戸籍謄本 ※2・死亡診断書の写し ※4
弁護士事務所、 保険会社等	<ul style="list-style-type: none">・開示依頼書 ※5・委任状又は開示同意書 ※5・住民票又は戸籍謄本 ※6

※1 6親等以内の血族、3親等以内の姻族

※2 患者さん本人と申請者の関係を証明できるもの（今回の開示に対して3ヶ月以内に発行されたもの）

※3 法定後見人であることを証明できるもの（今回の開示に対して3ヶ月以内に発行されたもの）

※4 戸籍謄本に死亡日の記載がある場合及び、当院で死亡した場合は不要

※5 任意様式

※6 弁護士事務所または保険会社への依頼者が患者さん本人の場合は不要

弁護士事務所または保険会社への依頼者が患者さん本人以外の場合、患者さん本人と依頼者の関係を証明できるもの（今回の開示に対して3ヶ月以内に発行されたもの）

4.手続き開始からお渡しまでの流れ

診療情報は個人情報になりますので、原則として申請者本人に直接来院していただき、手続きを行います。ただし、来院が難しい場合は郵送にて対応いたしますが、申請者より事前に電話連絡をお願いします。

◆来院の場合

- (1) 「申請に必要なもの」(項目3参照) を準備のうえ、50番初診受付窓口へお越しください。
受付時間：月～金曜日9:00～16:00（土・日・祝日、年末年始を除く）
- (2) 開示担当者にて書類等を確認し、受付を行います。
- (3) 提出された書類をもとに院内で手続きを行い、開示資料を準備します。
- (4) 準備が整い次第、申請者へご連絡します。（おおよその目安：受付から3週間程度）
- (5) 60番お支払い窓口にて開示費用をお支払い後、開示資料をお渡しします。

◆郵送の場合

- (1) 「申請に必要なもの」(項目3参照) を準備のうえ、下記へ郵送してください。
郵送先：〒861-8520
熊本市東区長嶺南2丁目1番1号
熊本赤十字病院 診療支援課 開示担当 宛
- (2) 提出された書類をもとに院内で手続きを行い、開示資料を準備します。
- (3) 準備が整い次第、請求書を郵送します。（おおよその目安：書類受理から3週間程度）
- (4) お振込みが確認できましたら、開示資料を送付します。
※入金確認に1週間程かかりますのでご了承ください。

5.出力媒体

当院は平成21年3月以降電子カルテを導入しております。

電子カルテ導入以前のカルテについては紙媒体でのお渡しとなりますが、電子カルテ導入以降は紙媒体又は電子媒体のどちらかを選択できます。
ただしCTやMRI、レントゲン等の画像は電子媒体のみでのお渡しとなります。

6.料金

◆手数料

開示手数料	5,500円
-------	--------

◆写しの交付

診療録	紙媒体		電子媒体	
	A4片面	22円/枚	CD-R	1,650円/枚
	A4両面	44円/枚	DVD	3,300円/枚
画像	CD-R	1,650円/枚	DVD	3,300円/枚

◆その他

カルテの不存在証明書	2,200円
------------	--------

7.注意事項

- ◆患者さんの診療記録については、最終来院日から原則10年保管しています。
- ◆診療報酬明細書の開示は保険者（社会保険事務局、国保連合会等）へお尋ねください。
- ◆問診票で得た情報はカルテに転記しているため、問診票は保管しておりません。
- ◆当院受診時に持参された紹介状等、他施設で発生した書類は開示対象外となります。
- ◆申請からお渡しまでに通常3週間程度期間をいただきます。

8.お問い合わせ

熊本赤十字病院 診療支援課（開示担当） 096-384-2111（内線：6264）
<土・日・祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日 9:00～16:00>